

# 税

「市町村税滞納ばく減月間」  
税の徴収を強化します

全県下一斉に取り組みます

県では、税収の確保と滞納額の圧縮を図るため、3月～5月を全県下一斉「市町村税滞納ばく減月間」として、市との協働により、徴収の強化に取り組みます。

納税者一人ひとりが主役です

国と地方の三位一体の改革により、国庫補助負担金が削減され、

## 税収確保に向けた県や市の取り組み

- **納税相談**  
市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
- **納税催告**  
納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などを送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。
- **財産調査**  
滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対して滞納者の財産を調査します。
- **給与調査**  
滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与調査を行います。
- **差押処分**  
不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。



財産差押の様子

その削減された分が税源移譲として地方税（県税・市町村税）である住民税に移し替えられました。

そのため、市の予算の歳入（収入）に占める自主財源の割合は大きくなりましたが、以後、市民の皆さんに納税という重要な役割をより大きく担っていただくようになりましました。

つまり、国ではなく、納税者である皆さん一人ひとりが主役として、自分たちが住む市を支えていることになったのです。

自主的な納税をお願いします

県や市では、納税者の皆さんの自主的な納税を期待しています。しかし、期限を過ぎても納付がな

い場合は、財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。

差押財産を調査するため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためにタイヤロックをすることもありまます。



滞納処分をしなくて済むように、皆さんの自主的な納付をお願いします。

■ 問い合わせ  
収税課徴収係

TEL (23) 8703

## 確定申告が間違っていたときは

税額を多く申告していたとき

「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができません。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

● **更正の請求ができる期間**

原則として、確定申告書の提出期限から1年以内です。

○ 平成21年分の所得税

○ 平成23年3月15日（火）まで

○ 平成21年分の個人事業者の消費税および地方消費税

平成23年3月31日（木）まで

税額を少なく申告していたとき

「修正申告」をして正しい税額に修正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納付してください。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬのに、確定申告することを忘れていたときは、直ちに申告をしてください。なお、期限後申告（確定申告期限を過ぎてからの申告）によって納める税額は、申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。



※延滞税は、法定納期限の翌日（平成21年分の所得税は3月16日（火））から納付する日までの期間についてかかります。

※修正申告、期限後申告をする場合や、税務署長が更正、決定を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

■ 問い合わせ

大田原税務署

TEL (22) 3115

(代表・音声案内)